

ニュースレタービジネスエディションのお知らせ

2024年 春夏号



株式会社ACT 1 白木 忠 氏

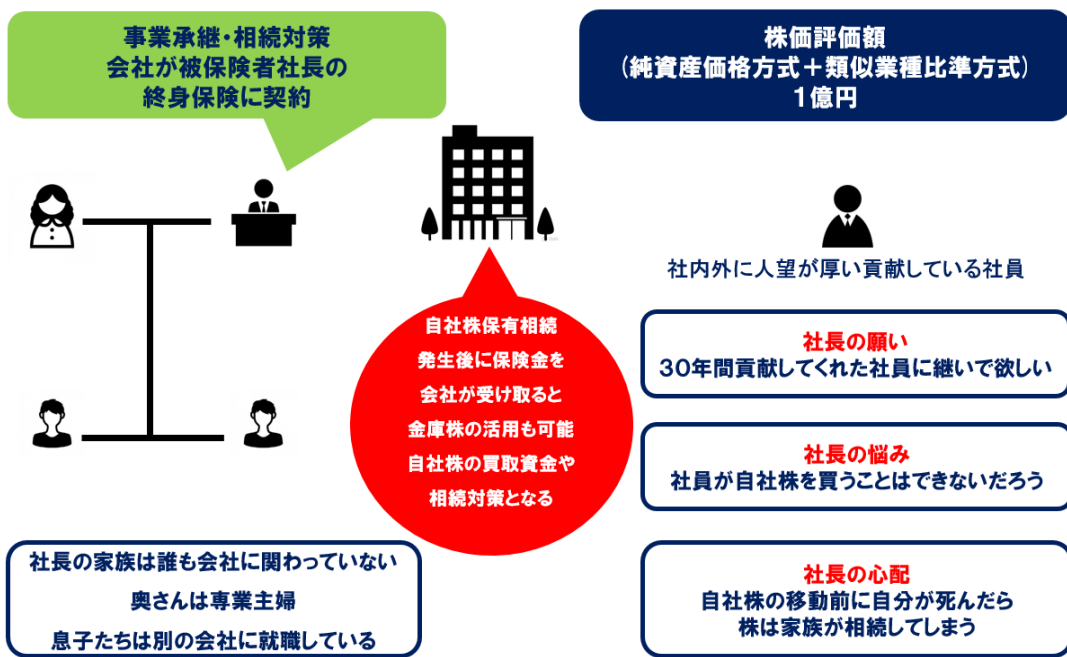


株式会社宮崎板金店 宮崎 耕一 氏

貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。ニュースレター編集長の名越です。私は「社員の幸せを願い、自ら勤勉努力する経営者と、その支援者が学ぶ」をテーマに「Realize経営塾」というセミナーを企画運営、開催しております。今年の1月と2月は福岡市のコミュニケーションコンサルタント、株式会社ACT 1 代表の白木忠氏の講座。社内外で人と接する場合の大切な心掛け、無意識な発言や行動が招くトラブルや対処方法、そしてコーチングの基本について勉強させて頂きました。3月は大野城市の株式会社宮崎板金店の代表の宮崎耕一氏より「社員を幸せにする経営」というテーマで、先代が残した2億円の借金の完済、事業承継は倒産からの再出発、どん底の苦しい時期に倫理法人会に入会され、成功者たちの経営学を謙虚に学び、社員と共に幸福の創造を目指して努力を続けて成功した感動の講話を聴かせて頂きました。どちらの勉強会も、参加者の方々から好評でした。4月からは私が講師を務め、財務や経営計画書の作成、事業承継や相続の講座を開催させて頂きます。

法人生命保険 事業承継対策の一例

現在、日本の99.7%が中小企業です。その代表者の平均年齢は66歳、この10年間で70歳を超える中小企業、小規模事業者の経営者は245万人、うち約半数の127万社(日本企業全体の1/3)が後継者未定です。事業承継は、深刻な社会問題と言えます。その大きな課題が「自社株」の問題です。その承継方法は「相続」「贈与」「譲渡」と3つに分けられますが、それぞれに税目が変わり、税率も一律ではなく、場合によっては大きな税金の負担も発生してしまいます。下図は生命保険を活用した対策事例ですが、着手してから複雑問題が発見されるケースもあり、相談の窓口となる事業承継プランナーや税理士などの専門家と、早めに対策の準備を始められることをお勧めいたします。

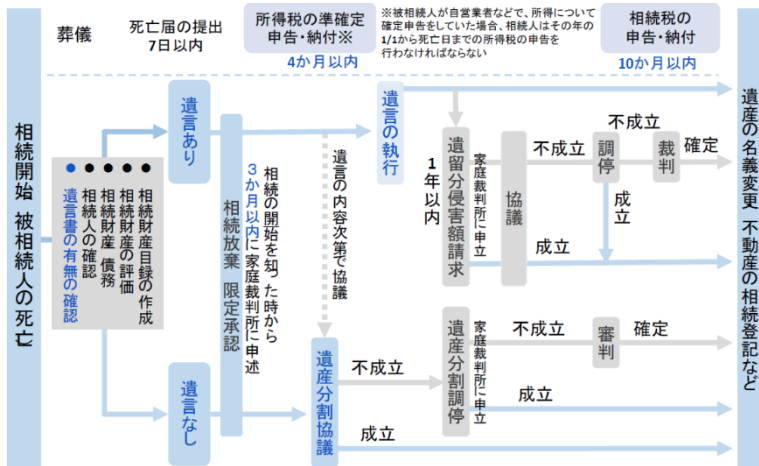


経営者の相続は特別



私たち人間の命は有限です。経営者もいつか必ず亡くなります。そこで発生する経営者の相続は特別です。昔は長男でしたが、現代では、配偶者が次の代表者となるケースが多く、その配偶者は会社のバランスシートや債務、不動産、自社株について把握しているのでしょうか？知らなくて「**相続放棄**」の判断ができるのでしょうか？知らないまま「**単純承認**」で借金の保証人となってしまいう危険性もあります。ここでは下図に沿って経営者の相続で起こる問題の一部について解説いたします。

相続の流れ



相続手続きにおける法定期限

相続放棄・限定承認

相続人は原則として「**相続の開始があったことを知った時から3か月以内**」に相続を承認するか放棄するかを決める必要があります。この期間を超えると相続放棄ができなくなります。
例えば、被相続人に多額の借金があり、相続人がその債務を負担しなければならない場合など、相続を放棄することができる。また、限定承認とは「相続した遺産の範囲内で相続人に債務を負担する」という方法

所得税の準確定申告

被相続人が自営業者などで、所得について確定申告をしていた場合は、相続人がその年の1月1日から死亡した日までの所得税の申告を「**相続の開始があったことを知った時から4か月以内**」しなければならない

相続税の申告・納付

被相続人の財産が一定以上ある場合、「**相続の開始があったことを知った時から10か月以内**」に相続税の申告・納付をおこなわなければならない

遺留分侵害額請求

遺言や生前贈与により、相続人の遺留分が侵害された場合には、「**相続の開始及び遺留分を侵害する贈与または遺贈があったことを知った時から1年以内**」であれば、その相続人は遺留分を保全するのに必要限度で侵害額を請求することができます(相続開始から10年経過したときも時効により権利は消滅)

相続登記の申請義務化(令和6年4月1日施行)

相続により(遺言による場合を含みます。)不動産を取得した相続人は、**相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内**に相続登記の申請をしなければならないこととされました
また、遺産分割協議の成立により、不動産を取得した相続人は、遺産分割協議が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記の申請をしなければならないこととされました。なお、正当な理由(※)がないにもかかわらず申請をしなかった場合には、10万円以下の過料が科されることがあります

相続税の小規模宅地等の特例

「小規模宅地等の特例」とは、相続した土地の相続税評価額(相続税を算出する際に基となる評価額)を最大80%減額できる制度で、いくつかの要件を満たせばこの特例を活用できるのですが、この特例の適用を受けるためには、**相続税の申告手続きを期限内(被相続人が亡くなったことを知った日の翌日から10か月以内)**に行わなければならない。小規模宅地等の特例を適用した場合に基礎控除額を下回って相続税が0になる場合でも、適用するためには相続税申告が必要です。

参考)小規模宅地の特例を適用した場合の財産額の違い



※エフピーステージ(株)資料

2018年法改正により「**遺留分減殺請求**」から

「**遺留分侵害請求**」になり、現物から金銭の請求が可能となりました。この遺留分とは一定の相続人に保証された最低の相続取り分のことですが、例えば遺言書に「全財産を〇〇に譲る」などと書かれた場合、その他の相続人の生活が支持できなくなる恐れがあり、平等であることを保つため、遺言よりも優先されます。しかし「**遺留分侵害請求**」は、相続開始、及び遺留分侵害を知った日から1年で時効となり、相続開始を知らなかった場合でも10年で時効消滅となるということに注意しなければなりません。

また、自社株について1990年(34年前)以前に設立された法人の場合、7名以上の株主(名義株主)が必要でした。経営者が突然死亡した場合、その混乱の中でも、出資の記録を確認し、真実の株主は誰なのか確認する必要があります。またこのタイミングで他の株主たちから、これまで配当や株主総会、議事録について追及を受けたり、それについて対立する可能性があります。遺産分割協議を行い、**相続税申告期限までに遺産分割確定しない**と**1億6千万円の配偶者税額軽減や小規模宅地の特例も使えません**。このように、経営者の相続は「**揉める・困る**」が内在しているケースが多く、その原因が**自社株と不動産という「分け難い」二つの財産**の存在なのです。

遺産分割協議は誰でも「**揉めたくない**」ものです。

遺留分に配慮した遺言書と根拠に基づいた

「**終身生命保険**」の準備をお勧めいたします。

株式会社レベリス

福岡県久留米市野中町1054-1-501

TEL: 090-7479-7814

Email info@revelis.jp

HP <https://www.revelis.jp/>

お問合せはこちらから➡

